

案件概要

資料 1

実施前（募集概要）		
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛要綱の改正について	
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
内 容		
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり協賛要綱及び要綱別表を改正する。		
○要綱改正内容 協賛カテゴリの新設「みるTechサポートメンバー」 デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業		
(1) 区分 1万円以上		
(2) 募集期間 要綱改正施行日から令和7年9月30日まで		
(3) 協賛特典 ブース出展（デフリンピックスクエア） 呼称・エンブレム使用		
(4) 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断 ①特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの ②暴力団又は暴力団員等であること ③たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること ④公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること ⑤デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること		
○要綱別表改正内容 みるTechサポートメンバー新設及びそれに伴う特典の設定並びにブース出展等一部の特典について申込期限を設定		
申込後締結前		
対象期間		
協賛申込内容確認結果等		
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ	

協賛要綱等の改正について

- 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱及び要綱別表を以下のとおり改正する。

①協賛区分の新設（協賛要綱改正）

- デフリンピックスクエアにて、多様な技術を体験できる展示・PRゾーン「みるTech」を展開（東京都・事業団の共催）
- より多くの企業の出展につなげるために、トータルサポートメンバー、ゲームズサポートメンバーに加え、**みるテックへの支援に絞った協賛区分「みるTechサポートメンバー」を新設**

- スタートアップ等中小企業の参画しやすさを踏まえ、金額は**1万円以上に設定**（協賛特典をロゴ・企業名の掲出等に限定）
- 既存の協賛企業についても希望すれば**出展可能**（トータルサポートメンバー100万円以上の特典）

区分	カテゴリー	目的	みるTech 出展
現行	トータルサポート	大会全体を支援	○
	ゲームズサポート	特定の競技を支援	×
新設	みるTechサポート	みるTechを支援	○

②協賛特典付与のための協賛申込期限の設定（協賛要綱別表改正）

- 各会場スポンサーボードのロゴ・企業名掲出、ブース出展等の協賛特典について、2025年6月30日までに協賛申込をいただいた企業に限ることを明記（協賛申込期限は2025年9月30日までで変更なし）

協賛要綱等の改正について



【参考資料】みるTech概要

- デフリンピックスクエアにて、先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンを展開
- 東京都と事業団の共催事業として、企画内容の広報PR等、連携して取組を実施。
(役割分担)
 - 東京都：みるTechエリアの企画・運営
 - 事業団：展示スペースの一部をみるTechに提供

想定されるコンテンツ

- 音声文字化など、国籍や障害にかかわらずスムーズなコミュニケーションを実現するユニバーサルコミュニケーション技術等
例) スタートアップ企業が開発する、競技音を振動で体感し楽しめる先端技術



デフリンピックスクエア
(国立オリンピック記念青少年総合センター)



みるTech予定地のカルチャー棟



展示想定機器の例：Hapbeat (ハップビート)

協賛要綱 本文（改正部分抜粋）

（協賛のカテゴリ）

第3条 協賛のカテゴリは、次のとおりとする。

（1）東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業

（2）東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業

（3）東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー

第2条第1号に掲げる本大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、協賛要綱改正をすることを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛要綱改正の 手続	協賛要綱改正について以下の点を審査し、手続が適当であることを確認した。 ■当事業団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の意思決定が行われていること。 ■協賛要綱等の規定が公正な手続となっていること。 ■協賛の受入れ条件が明確に定められていること。 ■協賛の定義や種類等、協賛募集にあたって必要な事項が定められていること。 ■協賛受入れの対象としない企業等の考え方に妥当な理由があること。	R 7 / 4 / 15 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（募集手続実施前）

案件名

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛要綱の改正について

確認の視点	確認内容	備考
募集手続の適正性		
収入主体での意思決定プロセスの手続が適正に取られたものであること	● 大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の意思決定が行われていることを確認した。	
募集にあたり、適正な手続が定められていること	● 要綱等の規定が公正な手続となっていることを確認した。 ● 協賛の受入れ条件が明確に定められていることを確認した。	
募集内容が、要綱等で明確かつ適正に定められていること	● 協賛の定義や種類等、協賛募集にあたって必要な事項が定められていることを確認した。 ● 協賛受入れの対象としない企業等の考え方に妥当な理由がある。	

案 件 概 要

資料 2

実施前（募集概要）	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
内 容	
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。 1 協賛カテゴリ （1）東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・ 1億円（相当）以上 ・ 5,000万円（相当）以上 ・ 1,000万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 （2）東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・ 300万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）未満 2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで	
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等 4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの （2）暴力団又は暴力団員等であること （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること	
申込後締結前	
対象期間	令和7年2月28日から同年3月18日まで申込分②、令和7年3月19日から同月31日まで申込分② 及び令和7年4月1日から同月9日まで申込分
協賛申込内容確認結果等	
申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 4 / 15 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和 7 年 2 月 28 日から同年 3 月 18 日まで申込分②、令和 7 年 3 月 19 日から同月 31 日まで申込分② 及び令和 7 年 4 月 1 日から同月 9 日まで申込分

確認の視点	確認内容	備 考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	● 協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	